



## さいばんかん ほうふく くろ 裁判官の法服はなぜ黒いの

### こうせい あらわ いろ 公正さを表す色だから

さいばん おこな くに やくしょ さいばんしょ さいばんしょ さいこうさいばんしょ こうとうさいばんしょ ち ほう  
裁判を行う国の役所を、裁判所といいます。裁判所には、最高裁判所、高等裁判所、地方  
さいばんしょ かにさいばんしょ かんいさいばんしょ さいばんしょ さいばん たんとう ひと さいばんかん  
裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所などがあります。裁判所で、裁判を担当する人を裁判官と  
いいます。

このさいばんかんは、ほうてい (さいばんかん さいばん おこな で ほうふく せいふく  
この裁判官は、法廷(裁判官が裁判を行うところ)に出るときには、法服という制服の  
ようなものを着ることになっています。法服の色は、だいしんいん めいじけんぼう さいこう い  
置にあった司法裁判所)といていた時代から、くろく せとされてきました。

ほうふく おごそかに じゆんじょただ てつづ おこな ほうてい ひと こうせい さば  
法服は、おごそかに順序正しく手続きが行わなければならない法廷で、人を公正に裁く  
べき人の仕事の厳しさを表すものとして、着ることが義務づけられているものです。

くろく とされたわけは、くろく がほかの色に染まることはないという点で、てん こうせい あらわ いろ  
黒色とされたわけは、黒色がほかの色に染まることはないという点で、公正さを表す色  
として、さいてき なものであると かんが 考えられたためといわれています。

### はんじ なまえ 判事という名前

さいばんかん あらわ はんじ さいばんかん かんめい  
裁判官を表すことばに、判事というのがありますが、これは裁判官の官名の一つです。  
はんじ ねんいじょう はんじほ けんさつかん べんごし だいがくきょうじゆ しごと ひと なか にんめい  
判事は、10年以上、判事補、検察官、弁護士、大学教授などの仕事をした人の中から、任命  
されます。にんき ねん  
任期は10年です。

また、はんじほ かんめい しほうしけん ごうかく しほうしゅうしゅうせい しゅうしゅう  
また、判事補という官名もありますが、これは、司法試験に合格し、司法修習生の修習  
を終えた人の中から、任命され、にんき ねん  
任期は10年です。(監修・青木 国夫)

